

## 介護ウェブ2021推進ニュース

## ■「補足給付」の改悪中止を求めるパブリックコメントを提出しましょう！

すでに介護ウェブ2021推進ニュースNO.1（1月15日）でお知らせしていますが、2021年8月から実施予定の補足給付、高額介護サービス費の見直しに対するパブリックコメントを募集しています。補足給付の見直しは、低所得の施設入所者、短期入所利用者の食費などを引き上げる改悪です。現場から実施の中止・撤回を求める意見を厚労省に集中しましょう。締め切りは2021年 1月22日（金）です。詳細は「通達第ア-259号」（2020年12月25日）をご確認ください。提出したパブリックコメントは全日本民医連事務局にも是非お送り下さい。

## ＜ 現在までに各地から寄せられたパブリックコメント(一部)を紹介します ＞

各地からパブリックコメントに取り組んだ報告が届いています。以下に提出されたパブリックコメントの一部を紹介させていただきます。

- ◇住民税非課税で預金が1000万円あっても富裕層とは言えない。その預金を切り崩している高齢者の多くは残額の減りが加速し、要介護で「長生き」し難い状況に追い込まれる。補足給付では不足分を「補足」し切れていない状況の中で（実態把握をすべきである）、対象者を縮小する今改正案には反対である。
- ◇住民税非課税の所得者で、補足給付の支給要件と抱き合わせで食費の負担限度額の実質の値上げとなる層にとっては、預金などの資産が第3段階相当の額があっても切り崩しを加速せざるを得ず、施設の長期利用（家族や経済的事由で介護施設のショートを長期利用している利用者もいる）や、介護を受けながらの生活を維持し難い状況に繋がる危険性がある。高齢者の心身の健康を保障していくために、食事代の実質値上げには反対である。
- ◇収入があるように見えても、医療・介護費用、やむを得ない返済、家族の扶養などの支払いで生活保護基準以下になりかねない経済状況の人もあります。今後費用負担増になれば生活が脅かされ、施設利用ができなくなる可能性もあります。年金の中で何とか生活をしている世帯が多く、家族の中に複数の支援を要する方がいると、経済的に苦しくなるのが実情です。食費の負担限度額が改定されることにより、見えない貧困状態の方々の施設利用が困難になる可能性があります。
- ◇在宅で介護を受けて療養している利用者の中には、病状や介護度に応じて支給限度額を超えるサービスを要する利用者、介護を受けながらも家族の一員として経済的に家族を支えている利用者、医療や介護を必要とする年数が長期に渡る利用者などもいる。社会に寄与してきた高齢者が衣食住や健康だけでなく、要介護状態になっても文化的かつ家族や社会の一員としての尊厳を保った生活を送るためにも、決して突出した年収とは言えない層への負担増に繋がる今改正案には反対である。
- ◇補足給付の資産要件の見直しは、このコロナ禍の中で低所得者に更なる負担を課すこととなります。改正の見直しを希望します。
- ◇今回の高額介護サービス費の負担上限額の引き上げは所得に応じてとありますが、金額がだいぶ引き上げられています。この状態では、継続して介護サービスを利用できない方もでてきます。改正の見直しを希望します。

## ■ 介護報酬2021年改定に向けて、新報酬が示されました

参考：厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16033.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html))

1月18日、第199回介護給付費分科会で、4月から実施される新介護報酬（全体+0.70%）が示されました。各法人・事業所で、改定内容の分析や置き換えによる影響の把握、具体的な対応などの検討を進めましょう。全日本民医連として、3月3日（水）午後に「介護報酬2021年改定学習会（仮称）」を計画しています。詳細は後日お知らせします。

## ■ 補足給付改悪の影響－石川民医連のアンケート調査

石川民医連・特養やすらぎホーム、特養なんぶやすらぎホームが利用者・家族を対象に実施したアンケートでは、現行の第3段階46名のうち、改悪後の「第3段階②」に該当し、月22,000円の食費の負担増が生じる方が21名（46%）、補足給付から外れてしまう方が5名となることが報告されています。高齢者施設での負担増は断じて許せません。特養やすらぎホーム、特養なんぶやすらぎホームでは、利用者、家族のみなさん、職員にパブリックコメントの提出を呼びかけています。



**高齢者施設等の居住費、食費の負担引き上げ断じて許しません!!**

利用者・家族のみなさん、職員のみなさん



厚労省へのパブリックコメントの提出のお願い

特別養護老人ホーム 多床室の場合

現行	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	補足給付費 5.9万 食費 9千円	4.5万 1.2万円	3.7万 1.1万円 2万円	2.6万円 4.2万円
生活保護被保護者等	市町村民税非課税 本人年金収入等80万以下	市町村民税非課税 本人年金収入等80万超	市町村民税非課税 本人年金収入等80万超	市町村民税課税
預貯金等1,000万円以下(単身者)				
★アンケート結果より やすらぎホームの場合				
4名	15名	46名	39名	
↓	↓	↓	↓	対象外 5名
4名	15名	20名	21名	44名
第1段階	第2段階	① 第3段階	② 第3段階	第4段階
生活保護被保護者等	市町村民税非課税 本人年金収入等80万以下	市町村民税非課税 本人年金収入等80万超 ~120万以下	市町村民税非課税 本人年金収入等120万超	市町村民税課税
預貯金等 1,000万以下	650万円以下	550万円以下	500万円以下	
改悪案	補足給付費 5.9万 食費 9千円	4.5万 1.2万円	3.7万 1.1万円 2万円	1.5万円 3.3万円 2万円 2.6万円 4.2万円

お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL: 03-5842-6451

E-mail: [min-kaigo@min-iren.gr.jp](mailto:min-kaigo@min-iren.gr.jp)

全日本民医連事務局: 高梨/山川